



【別紙 5 不開示理由 3 関係の目次】

(別紙 5) 通し番号 3-1 (同 4-6-2)	2176
(別紙 5) 通し番号 3-3	2181
(別紙 5) 通し番号 3-4	2188
(別紙 5) 通し番号 3-5	2193
(別紙 5) 通し番号 3-6	2197
(別紙 5) 通し番号 3-7	2203
(別紙 5) 通し番号 3-8	2216
(別紙 5) 通し番号 3-9	2230
(別紙 5) 通し番号 3-10	2235
(別紙 5) 通し番号 3-11	2243
(別紙 5) 通し番号 3-12	2248
(別紙 5) 通し番号 3-13	2255
(別紙 5) 通し番号 3-15	2261
(別紙 5) 通し番号 3-16	2266
(別紙 5) 通し番号 3-17	2283
(別紙 5) 通し番号 3-18	2288
(別紙 5) 通し番号 3-19	2295
(別紙 5) 通し番号 3-20	2300
(別紙 5) 通し番号 3-21	2309
(別紙 5) 通し番号 3-24	2315
(別紙 5) 通し番号 3-25	2320
(別紙 5) 通し番号 3-26	2328
(別紙 5) 通し番号 3-27	2335
(別紙 5) 通し番号 3-28	2348
(別紙 5) 通し番号 3-29	2354

(別紙5) 通し番号3-30	2358
(別紙5) 通し番号3-31	2364
(別紙5) 通し番号3-32	2370
(別紙5) 通し番号3-33	2374
(別紙5) 通し番号3-34	2379
(別紙5) 通し番号3-35	2387
(別紙5) 通し番号3-36	2395
(別紙5) 通し番号3-37	2400
(別紙5) 通し番号3-38	2406
(別紙5) 通し番号3-39	2411
(別紙5) 通し番号3-40	2417
(別紙5) 通し番号3-41	2421
(別紙5) 通し番号3-42	2427
(別紙5) 通し番号3-43	2432
(別紙5) 通し番号3-44	2439
(別紙5) 通し番号3-45	2444
(別紙5) 通し番号3-46	2449
(別紙5) 通し番号3-47	2454
(別紙5) 通し番号3-48	2461

(別紙5) 通し番号3-1 (同4-6-2)

第1 前提事実 (各論)

通し番号3-1 (同4-6-2) の文書 (文書902) は, 「拿捕事件対策」と題する書面であり, これには, 昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解が記録されている。

(甲13)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨 (不開示理由)

通し番号3-1の文書に記録されている内容は, 現在においても, 日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくる政府部内での検討の内容や状況の詳細であり, 拿捕事件への対応策としては共通する部分があるから, このような情報を公にすることにより, 同種の拿捕事件等に関する我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある上, 現在及び将来の犯罪の予防, 鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある (情報公開法第5条3号及び4号)。

2 原告らの主張の要旨

李ライン問題 (これに付随する拿捕事件問題) は, もはや存在せず, しかも, 半世紀以上も前に検討された日本政府の検討内容であるから, これらを開示したからといって, 今後の日韓間の排他的経済水域の境界画定問題に対する今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず, 日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もないといわざるを得ない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由4に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 通し番号1-258の文書の一部開示部分には、昭和27年当時の拿捕事件対策に関して、要旨下記のとおり記録されている（乙B84〔-39-以下〕）。

記

3. 李ライン問題の紛糾

(1) 「拿捕事件対策」の紛糾

日韓会談再開に日本側が積極的にならざるを得なかった大きな原因は、漁業問題にあった。平和条約発効後、漁業の操業区域（マッカーサーライン）の制限措置が撤廃されると、日本漁船群は、朝鮮半島周辺の海域をはじめ、戦前みずからの手で開拓した世界の漁場に勇敢出漁を開始した。一方、戦後、日本漁船に対する拿捕（平和条約発効前に韓国のみならずソ連により141隻、中共により27隻、中華民国により43隻拿捕された。）に対備するため、5月23日閣議で「拿捕事件対策」を決定し、ソ連水域及び韓国水域の対策を決め、「韓国方面の公海に出漁する日本漁船が韓国領海に入漁しないよう監視し、指導し併せてこれら漁船を保護するため、第7及び第8海上保安管区所属の270トン型以上の巡視船（ARB型を除く。）をもって、常時その2隻が添付図（裁判所注：上記文書には当該添付図自体も掲載されている。）に示す哨戒線（AB線）付近を巡視するよう措置する。なお、状況に応じ韓国領海付近まで巡視することとする。巡視警戒に当たっては、常時国旗及び庁旗（海上保安庁旗）を掲揚すること」、「日本漁船が国連軍の作戦行動を阻害し、韓国領海に出没した事実がない限り、国連軍指揮下にある韓国軍船といえども公海上において日本漁船を臨検、捕獲することは違法行為と解されるが、それにもかかわらず、韓国船舶が実

力を持ってかかる違法行為に出ようとした場合は、巡視船は、法理論上は別として、さしあたりは、漁船の退避を勧告し、あるいは退避を容易ならしめるよう機宜の処置を講ずるとともに、自らも速やかに退避するよう機宜の措置を講ずること」などを記した。

また、その日閣議決定をみた「漁船の保護対策」においても、「外務省、海上保安庁及び水産庁を主体とする漁船保護のための協議会を常設し、常時相互に緊密な連絡を保ちつつ、その具体的事項について協議し、必要に応じ臨機の措置を講ずる。」、「水産庁は、・・・韓国、中共及び中国の方面に周年6隻の漁業監視船をできる限り頻繁に出勤させる」ことなどを記していた。

この閣議決定の李ライン海域での哨戒は、鯖の盛漁期に入る9月20日以降、実施することになっていた。

- (イ) 昭和40年5月から同年7月までの間、海上保安庁は、漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制につき、李ライン水域における特哨業務の変更等を企画し、外務省及び水産庁との間で事前調整を行ったところ、その際の海上保安庁警備第二課と外務省北東アジア課との協議内容等を記録した行政文書（その内容については、（別紙5）通し番号4-6の「第3 当裁判所の判断」の1（情報公開法5条4号の該当性について）（1）アを参照。）が一部開示されている（乙A39）。

イ 前提事実によれば、通し番号3-1の文書に記録されている情報は、昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解であると推認することができるが、① 当該拿捕事件対策は、同年1月に李大統領がした海洋主権宣言により一方的に設定された李ラインという個別事情を前提に検討されたものであり、② 上記アの認定事実によれば、同年5月23日に閣議決定された「拿捕事件対策」及び

「漁船の保護対策」の概要だけでなく、その後昭和40年に検討された海上保安庁による李ライン水域における漁船に対する警備体制を変更する場合の変更点の概要等までもが他の行政文書の一部開示により既に公にされていること、③上記閣議決定に係る拿捕事件対策が記録されている行政文書（通し番号4-10の文書）を不開示とする処分も別途説示したとおり不適法であって開示されるべきであることに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、同種の拿捕事件に関する我が国の立場に関して、直ちに当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号3-1の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

よって、通し番号3-1の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条4号該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

通し番号3-1の文書に記録されている情報は、前記（情報公開法5条3号該当性について）(1)で説示したとおり、昭和27年当時の日本周辺の公

海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解であるところ、同(1)で説示した諸点、殊に同年5月23日に閣議決定された「拿捕事件対策」及び「漁船の保護対策」の概要やその後に検討された海上保安庁の警備体制の変更点の概要等が他の行政文書の一部開示により公にされていることに鑑みれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを認めるに足りるものとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、通し番号3-1の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が公共安全秩序に関するもの(同条4号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

(2) 小括

よって、通し番号3-1の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条4号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

以上によれば、本件各処分のうち通し番号3-1(同4-6-2)の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-3

第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号3-3の文書(文書1062)は、昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与(当時)が作成した「日韓会談決裂善後対策」と題する内部文書であり、日韓会談が決裂したことを憂慮し、韓国側に対し先鋭的な対応を推し進める独自の個人的見解を表明した内容が記載されている。
- 2 通し番号3-3の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、9ページ(一9一)の最初から約7行分であり、日本と韓国との間において懸案となっていたいわゆる李ライン問題に関する対応について具体的な見解が記録されている。

(甲18, 乙A46)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-3の文書の不開示部分に記載されている情報は、日韓関係において重要な懸案事項の一つであった李ライン問題に関する対応について述べた極端な内容を含む見解であり、あくまで、政府内部において示された個人的な見解であり、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的な個人的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見表明ができなくなるおそれがある。

のみならず、このような情報が公にされると、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあり、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する再反論

ア 外交交渉に関し交渉関係者により表明される個人的見解や個人的意見は、日本政府による公式見解そのものではないものの、市井の一私人が当該問題に関し表明する個人的見解や個人的意見とは異なり、当該関係者外交交渉に臨むに際し知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものであり、現に行政文書として保存されている個人的見解は日本政府における組織的検討の一要素であったことを示唆しているから、特に竹島問題のような細心の注意が求められる重要懸案事項については、これを公にすることにより、相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を想起させ、また、このような個人的見解や個人的意見が政府の立場と大きく異なる場合も、これがあたかも日本政府の真意や受け入れ可能な譲歩であるといった誤解を生じさせ、我が国の外交交渉上の不利益を生じせしめるのみならず、相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ信頼関係を損なうおそれ（情報公開法5条3号）がある。

イ 上記アのような内部的な個人的見解は、公開されることが予定されていないから、これを公にすることにより、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見表明ができなくなり、我が国外交交渉上の不利益を生じせしめるおそれがある（情報公開法5条3号）。

ウ 通し番号3-3の文書の不開示部分の不開示情報該当性は、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下においては、時間の経過により、何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 不開示部分は、久保田外務省参与の主張する見解のうち、「二、速時的対策」として紹介される対策であるから、「三、長期的対策」として国連又は国際司法裁判所への提訴などを挙げている点や、9ページの最後に「然し之を実行し武力衝突となると」と記録されている点に鑑みれば、武力衝突の可

能性のある「別紙水産庁案」であるものと思われ、必要であれば韓国側の無法に対し日本側も強硬手段やむなしの態度を見せつけるべき（海上保安庁又は保安庁警備隊による保護を受けた出漁）旨の具体的な主張であったことは、想像に難くない。

(2)ア 公開を予定しているか否かは、個人情報に関する不開示情報（情報公開法5条1号イ）では問題になる余地があり得るとしても、同条3号との不開示情報該当性とは関係がなく、むしろ、個人的見解であるならば、外務省や日本政府とは全く関係がない内容であるから、外交上の不利益を生ずる余地がない。

イ 忌憚のない意見交換ができるか否かは、審議・検討等情報に関する不開示情報（情報公開法5条5号）では問題になる余地があり得るとしても、やはり同条3号との不開示情報とは関係がない。

ウ 文書の作成時から約半世紀にわたる時の経過があることや、韓国側の韓日会談に関する文書が既に公開されている経緯からしても、開示請求対象文書に記録されている当時の議論を公開したからといって、萎縮効果が働くことがないことも明らかである。

エ 韓国との「信頼関係が損なわれるおそれ」についても、韓国側でも有名な久保田氏の個人的見解を開示したからといって、今更どのように具体的に韓国との信頼関係が損なわれるのかが疑問であり、約半世紀にわたる時の経過があることを踏まえるならば、そのような過去の時点において日本がどのような検討を内部で行っていたかが公になったからといって、現在から将来に向けた韓国との信頼関係が損なわれるおそれなどは到底認められない。

また、李ライン問題は既に終結した問題であって、日韓両政府による交渉の継続性すらないのであるから、不開示部分を開示したとしても、何ら今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとはいえず、交渉上の

立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号3-3の文書(乙A46)は、昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与が作成した「日韓会議決裂前後対策」と題する文書である(なお、通し番号2-14の文書も同一である。)

他方、通し番号3-48の文書(乙B84)の224ページ(-225-)以下に掲げられた部分は、「日韓会議決裂前後対策」と題する文書(以下、この項において「本件訂正後文書」という。)であり、通し番号3-3の文書を前提として、その字句や形式的な表現部分のごく一部を加筆訂正したものであり、実質的には同一の内容である(乙A46、B84)。

(イ) 通し番号3-3の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである(乙A46)。

記

二、速時的対策

(一) 漁業

鯖の漁期が終わったが、これからトロール及び底曳きが始まって来年4月までがその漁期である。いわゆる李ライン内へ全然出漁を許さないとする、最高年額130億の損害となる。関係する者には零細漁民が多いから補償を考えなくてはならぬ。他種の漁業に船を転用もできるので、補償額は50億以下であろう。業界、水産庁は不当ないわゆる李ラインを認めないとの立場からいっても、出漁強行を希望する。この場合、当然海上保安庁、保安庁警備隊の保護

を必要とする。

これに反し、海上保安庁や警備隊では彼我の間に砲火を交えるに至る場合を懸念し、外交交渉又は政治的解決を期待している。

もちろん出漁強行の場合は、彼我の実力衝突の恐れがあるから慎重を期すべきではあるが、韓国の無法を前にして引込み続けることは■■■不開示部分■■■

別紙水産庁案につき慎重に討議を加えるべきである。しかし、これを実行し武力衝突となると、国際世論の前には日本は不利となり、結局李政権の強化となるべきをもってこれを実行に移す場合、政府は最も慎重に諸般の利害得失を考慮計量し、重大な決意を固める必要がある。

- (ウ) これに対し、本件訂正後文書の上記(イ)に相当する部分の記載は、下記のとおりである(乙B84)。

記

二、速時的対策

(一) 漁業

サバの漁期が終わったが、これからトロールおよび底曳きが始まり、来年4月までがその漁期である。いわゆる李ライン内へ全然出漁を許さないとすると、最高年額130億の損害となる。関係する者には零細漁民が多いから補償を考えなくてはならぬ。他種の漁業に船を転用もできるので、補償額は50億以下であろう。業界、水産庁は不当ないわゆる李ラインを認めないとの立場からいっても、出漁強行を希望する。この場合、当然、海上保安庁、保安庁警備隊の保護を必要とする。

これに反し、海上保安庁や警備隊では彼我の間に砲火を交えるに至る場合を懸念し、外交交渉または政治的解決を期待している。

もちろん出漁強行の場合は、彼我の実力衝突の恐れがあるから慎重を期すべきではあるが、韓国の無法を前にして引込み続けることは彼の無法を実績化する虞れがあるから、いわゆる李ラインを一部突破し、あまり深入りせず、集団出漁を強行し、これを護衛する方策を講ずべきであると一応考えられる。

別紙・水産庁案につき慎重に討議を加えるべきである。しかし、これを実行し武力衝突となると、国際世論の前には日本は不利となり、結局李政権の強化となるべきをもってこれを実行に移す場合、政府は最も慎重に諸般の利害得失を考慮計量し、重大な決意を固める必要がある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号3-3の文書の不開示部分(9ページ(-9-)の最初から約7行分)に記録されている情報は、「彼の無法を実績化する虞れがあるから、いわゆる李ラインを一部突破し、あまり深入りせず、集団出漁を強行し、これを護衛する方策を講ずべきであると一応考えられる。」との文言であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-3の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、既に他の行政文書(通し番号3-48の文書)の一部開示により公にされているから、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号3-3の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-3の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-3の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-4

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号3-4の文書(文書1070)は、昭和29年12月20日付け「対韓関係当面の対処方針(案)」と題する外務省が作成した総数19ページの内部文書及び「日韓問題」と題する外務省が作成した総数6ページの内部文書によって構成され、日韓会談決裂後における対韓国関係についての対応等に関する政府内部の見解が記録されている。
- 2 通し番号3-4の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、23ページ(-23-)最初から3行目であり、「日韓問題」と題する文書中の竹島問題に関する記述がなされた部分で、韓国が、竹島を不法占拠する態度を顕著に示すに至った上、我が国から本件を国際司法裁判所に付託するという我が国の提案を拒否したことを受けて、我が国が検討した具体的な代替案が記録されている。

(乙A47)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-4の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側の具体的な対策が記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。この問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上に鑑みれば、

これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の具体的対応方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 被告は、原告ら主張の態様による主張立証をすべき義務を負っておらず、仮に、不開示部分について、これ以上の説明を加えようとするれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

竹島については、我が国固有の領土でありながら、韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

イ 不開示部分の長短は、不開示情報該当性を何ら左右するものではなく、竹島問題が引き続き未解決であり、両国間最大の懸案の一つである状況下において、当該部分の不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少していない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 不開示部分は、具体的対策というが、わずかに7文字にすぎず、しかも、日本が竹島問題を国際司法裁判所において解決しようと提案したのに対し、韓国がこれを拒否したことから、何らかの対策をすると記述されている点か

らすれば、せいぜい、日本側からの実力行使に関する何らかの対策が記載されていたものと推測できる。

- (2) 「交渉上の立場を不利にするおそれ」については、竹島問題が日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その交渉の継続性が肯定される場合でも、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上で、不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証しなければならない。

たった7文字で表現される対策のどこが具体的であるかも問題であるが、容易に想像出来るような内容（韓国に対する実力行使を伴った対策）であり、かつ、50年近くも前の日本政府の具体的な対策が明らかになったからと言って、竹島問題に対する日本政府の現在または将来の具体的対応方針が明らかとなるはずもなく、今後の交渉に影響を与えることもないのであるから、この点に関する被告の主張は具体性を欠いており、交渉上の立場を不利にするおそれを到底認めることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠（乙A47）によれば、通し番号3-4の文書の不開示部分は、「日韓問題」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

ニ、竹島問題

竹島の領有問題は、昭和27年1月18日、韓国側が竹島を李ライン内に含めたことが発端であり、我が方は爾来、国による同島侵犯等の不法行為について発見次第その都度抗議するとともに、竹島が歴史

的にも国際法上も明白なる日本国領土である所以について数次にわたって申し入れたが、韓国側は本年7月以降、同島に警備員を駐屯せしめ、又灯台を設置する等実力をもって同島を支配する態度を顕著に示すに至ったので、本問題を国際司法裁判所に付託して平和的かつ最終的解決を図ることを9月25日韓国政府に提議した。しかし、韓国側は10月28日右を拒否したので、■■■■■■■■対策検討中である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号3-4の文書の不開示部分に記録されている内容は、昭和27年当時に日本政府が竹島問題に関して検討した代替案で7文字程度で表現できるものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-4の文書の不開示部分に記録されている上記情報は、竹島問題に関する日本側の対処方針等であって日本政府部内で検討されたものであるが、その当該対処方針等は、仮にその内容が実力行使に関するものであったとしても、昭和27年当時、韓国側が日本側の提案を拒否したことに対するものにすぎないから、前提事実（総論）のとおり、その後現在に至っても、竹島問題が日韓間で未解決であり、これに関する日韓両政府の主張が平行線となっていて、当時の状況からの顕著な進展がみられないことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとまではいえない。また、上記のような竹島問題に関する日韓両政府の対立構造からすると、当該情報が公にされたとしても、これをもって直ちに韓国側の抗議行動を招くとまでは認められない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にい

う「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号3-4の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-4の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-4の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-5

第1 前提事実(各論)

通し番号3-5の文書(文書1236)は、昭和40年9月20日付けで外務省が作成した「日韓条約の解釈の食違い点に関する処理方針(案)」と題する手書きの内部文書(総数3ページ)であり、日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点(竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題)を列挙された上、これらの解決に向けての具体的な対処方針として外務省内部で具体的に検討された内容等が記録されている。

(甲22)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-5の文書に記録されている情報は、いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり、その中には、現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており、外務省内部における検討内容や方針等が詳細に記録されていることから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり(情報公開法5条3号)、かつ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(同条6号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 竹島については、我が国固有の領土でありながら、韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており、日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況にある。かか

る状況下において、当該問題について日韓間で齟齬する諸点とそれらへの対処方針に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

イ 竹島問題は引き続き日韓間の最大の懸案事項であり、日韓両国政府及び国民が高い関心と緊張感をもってこの問題を注視していることを踏まえれば、時間の経過によっておそれの現在性が消滅又は減少しているとはいえない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 不開示部分の「日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点」について、どのような諸点が齟齬するかは周知の事実であるから、その部分自体を開示したとしても、韓国との信頼関係が損なわれるおそれや外交上の不利益が発生するおそれは想定できない。
- (2) 竹島問題に関する外務省（日本政府）の内部検討事項や李ライン問題についても、半世紀以上も前に検討された外務省内部の検討内容や方針であるから、これらを開示したからといって、韓国との信頼関係が損なわれるおそれが具体的に生じるとは考えにくいことであるし、また、今後の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題に対する日本政府の今後の交渉に影響を与える今日的意義を有しているとは考えられず、日本政府の交渉上の立場を不利にするおそれを生じさせる可能性もない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号3-5の文書に記録されている情報は、昭和40年当時、日韓諸条約における韓国政府の説明が日本政府の解釈と齟齬する諸点及びこれらを解決するための具体的対処方針であり、外務省内部で検討されたもので韓国側に示されていないものである上、これら諸点には現在も未解決である竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題も含まれていることに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、日韓諸条約についての日韓両政府の認識の相違が具体的に明らかになるなどして、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、韓国政府が現在も未解決である竹島問題等に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国側との信頼を損ない又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

イ したがって、通し番号3-5の文書に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号3-5の文書に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他

に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-5の文書に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-5の文書に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号3-6

第1 前提事実(各論)

通し番号3-6の文書(文書1237)は、昭和40年10月4日付けで外務省が作成した「日韓条約の解釈の相違点に関する韓国側の説明について」と題する手書きの内部文書(総数28ページ)であり、日本側関係者と韓国側関係者との間でソウルで秘密裏に開かれた会談の要旨として、主に竹島問題、平和線問題、及び管轄権問題に関する日韓条約の解釈の相違点について韓国側の政府要人が日本側に具体的に説明した内容等(これには、竹島問題の中でも、特に日韓間において重要な懸案事項の一つとなっていた李ライン問題に関する解決策として提起された日本側の具体的な見解に対する韓国側の率直な見解、日韓間における財産請求権に関して問題に関する協議が膠着状態にあった当時の状況を打開するために提起された日韓両国の具体的な対策等といった日本側関係者と韓国側関係者が当時の膠着状態を現実的に打開するために相互に具体的な見解や評価又は率直に踏み込んだ議論が含まれている。)が記録されている。

(甲22)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-6の文書に記録されている情報は、いずれも日本と韓国との間において重要な懸案事項となっていた諸問題についてであり、その中には、現在においても日韓間で交渉中の竹島問題や排他的経済水域の境界画定問題にも関連するものが含まれており、韓国側の政府要人が上記各問題について詳細に説明した内容が具体的に記録されているのみならず、日本側が上記説明をどのように解釈し、評価したかについても具体的かつ詳細に記録されて

いることから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり（情報公開法5条3号）、かつ、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 竹島問題については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、竹島問題に関する韓国側の内情及び対処方針並びにこれに対する日本側の評価に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、韓国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

なお、原告ら主張の不開示部分の内容に関するものは、その当否について論及することができない。

イ 通し番号3-6の文書は、上記アのような状況下においては、その不開示情報該当性は、時間の経過によって何ら減少しておらず、歴史的価値を有する第三国関係者の発言等を公開することが関係する外国によって有意義であるかどうかは情報公開法5条各号の不開示情報該当性とは何ら関係がない。他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得る。

ウ 不開示部分の長短は不開示該当性を何ら左右するものではないし、通し番号3-6の文書に記録されている会談が非公式なものであるため、その

記録全体を不開示とする必要がある。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号3-6の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、竹島問題等に関する日本の対応策に対する昭和40年当時の韓国や第三国の対応の点は、その内容が判明することが現在の交渉に不利益を及ぼすことは通常は想定できず、また、交渉相手国や第三国の対応はそれらの国々自身の知るところであって、それが判明することが日本の外交交渉に不利益を与えることも論理的に想定できないから、上記の対応がいかなる意味で「韓国との信頼関係」や日本の「今後の交渉上の立場」に関係するのかを説明していない点において、不開示理由の説明としては不十分である。

また、当該情報に竹島問題等に関して韓国側の見解に対する「日本側の評価」が含まれているとしても、「日本側の評価」が否定的なものであれば、それは日本が竹島問題等に関して韓国側に公に表明してきた内容と何ら変わることはなく、逆に肯定的なものであってもそれは公式のものではない43年前の内部的な評価に留まる以上、「韓国との信頼関係」を増進させることはあっても現在の外交交渉に影響を与えるものではない。

さらに、当該情報のうち財産請求権に関する日韓両国の提案やそれへの対応の点は、既に多くの開示された文書に含まれる内容であり、当該情報のみが不開示とされる具体的理由は明らかでないし、財産請求権問題は、日韓両国の公式の立場として1965年の地位協定によって解決された問題であり、今日において外交交渉は存在しないから、被告主張のおそれや支障は認められない。

- (2) 韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少すること、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であること、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさないこと、などからして不

開示とする理由にはならないところ、「韓国側の政府要人が詳細に説明した内容が具体的に記録されている」という点についても、既に韓国側の文書が公開されている現状に鑑みれば、日韓両国で懸案事項となっている諸問題（竹島問題と排他的経済水域の境界画定問題）における韓国側政府や要人の見解等を明らかにしたからといって、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、今後の日本政府の交渉上の立場を不利にしたり、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとはいえない。

- (3) 通し番号 3-6 の文書は、28 ページに及ぶ全部不開示とされており、他の文書の公開状況と比較しても、極めて異質であり、被告は、日本側が上記説明をどのように解釈し評価したかについても、具体的かつ詳細に記録されている情報であるから、情報公開法 5 条 3 号及び 6 号所定のおそれがあると抽象的に主張するのみで、その理由について具体的に主張しておらず、部分開示ができない理由も明らかではない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 3 に係る不開示情報該当性について

(情報公開法 5 条 3 号該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号 3-6 の文書に記録されている情報は、昭和 40 年当時における日本側関係者と韓国側関係者との間でソウルで秘密裏に開かれた会談の要旨として、主に竹島問題、平和線問題、及び管轄権問題に関する日韓条約の解釈の相違点について韓国側の政府要人が日本側に具体的に説明した内容等であり、特に竹島問題に関しては、李ライン問題に関する解決策として提起された日本側の具体的な見解に対する韓国側の率直な見解が含まれているほか、韓国側の当該見解に対する日本政府の解釈・評価等も含まれていることが認められる。

イ そうであるとすれば、通し番号 3-6 の文書に記録されている情報は、

①竹島問題に関して韓国側から示された見解（具体的には、李ライン問題に関する日本側の解決策に対する韓国側の見解）と②韓国側の当該見解に対する日本政府の評価等に係るもので日本政府部内で検討されたものが含まれるところ、①の点は、昭和40年当時、日韓両政府間で秘密裏に行われた会談で韓国側から示されたものであり、本件全証拠によっても、当該会談の内容が韓国において公開されていることを認めるに足りる的確な証拠はない（なお、前提事実（総論）によれば、韓国において韓国政府が保有する日韓会談に関する韓国側文書が公開されていることが認められるものの、本件全証拠によっても、当該韓国側文書中に上記会談に係る文書が含まれていることを認めるに足りる的確な証拠もない。）から、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、当該情報が公にされれば、上記会談において韓国側が日本側に非公式に明らかにした見解が明らかになり、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるといわざるを得ない。また、②の点も、日韓両政府間で秘密裏に行われた会合で示された韓国側の見解とこれに対する日本側の評価等として日本政府部内で検討されたもので韓国側に提示されていないものの両方を含むことから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これが公にされれば、上記会談において韓国側が日本側に非公式に明らかにした見解が明らかになるだけでなく、韓国政府が竹島問題に関する日本政府の現在の方針等を把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、韓国側との信頼を損ない又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ 以上によれば、通し番号3-6の文書の不開示部分に記載されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号3-6の文書に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号3-6の文書に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-6の文書に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号3-7

第1 前提事実(各論)

1 通し番号3-7の文書(文書1340)は、外務省北東アジア課(当時)が作成した内部文書で、次の文書によって構成されている。

- (1) 「池田総理(37.11.4-24訪欧)へ報告用」の「日韓会談」と題する文書(総数6ページ)
- (2) 「大平大臣の池田総理説明用資料」の昭和37年11月26日付け「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する文書(総数4ページ)
- (3) 「大平大臣渡米資料(37.11.30)」の「日韓会談」と題する文書(総数8ページ)

2 通し番号3-7の文書のうち不開示理由3に係る不開示部分は、次の部分であり、竹島問題をめぐる膠着状態を打開するために韓国の金鐘泌中央情報部長(当時。以下「金中央情報部長」という。)が国際司法裁判所への付託に替わるものとして提案した具体的な解決案及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容が記録されているが、その詳細は次のとおりである。

- ① 2ページ~3ページ(-2-~-3-)の約10行分(以下「不開示部分①」という。)

上記1(1)の文書のうちの「日韓会談」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国の金中央情報部長が提案した意見の内容が記録されている。

- ② 5ページ~6ページ(-5-及び-5-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)の約4行分(以下「不開示部分②」という。)

上記1(1)の文書のうちの「日韓会談」と題する文書中にあり、上記①に記録されている韓国の金中央情報部長の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容が記録されている。

- ③ 9ページ~10ページ(-8-~-9-)の約9行分及び約3行分(以下

「不開示部分③」という。)

上記1(2)の文書のうちの「日韓会談の各案件に関する最近の経緯」と題する文書中にあり、竹島問題について韓国の金中央情報部長が提案した意見の内容(約9行分)が記載され、上記韓国の金中央情報部長の提案に対する日本政府としての対応について検討した内容(約3行分)が記録されている。

④ 16ページ(―15―の約2行分及び17ページ(―16―)の約4行分(以下「不開示部分④」という。)

上記1(3)の文書のうちの「日韓会談」と題する文書中にあり、いずれも竹島問題について日本政府としての対応について検討した内容が記録されている。

(以上につき、乙A48)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-7の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長が提案した具体的な意見及びこれに対する日本政府の対応についての具体的な内容であるところ、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利にならないよう細心の注意を払う必要があるから、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 竹島については、我が国固有の領土でありながら、韓国により不法に占拠されている状態が今日もなお継続しており、日韓両国政府及び国民が高

い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、前記不開示部分に記録されている情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

イ 被告は、原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず、仮に、不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとするれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2 原告らの主張の要旨

通し番号3-7の文書の不開示部分のうち、①部分や③部分にある韓国の金中央情報部長の竹島問題についての発言内容を開示することが、どのような理由で、日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるか全くもって不明であるし、「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上、当該不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠及び乙A40によれば、通し番号3-7の文書の不開示部分の前後の記載等について、次の事実が認められる。

(ア) 不開示部分①について

不開示部分①は、前提事実（各論）1(1)の文書の「1. 大平大臣・金情報部長会談（11月12日）概要」の(5)項に相当する部分であるところ、その余の項の記載内容は下記のとおりである（乙A48）。

記

- (1) 請求権問題処理の「方式」に関し、韓国側の考え方の提示もあり、予備交渉で研究することになった。
- (2) 請求権問題の処理の「金額」に関しては、突っ込んだ話し合いを行ったが、双方の間になお相当の懸隔があったので、双方ともそれぞれ改めて池田総理及び朴議長の指示を仰ぐこととなり、それまでの間は大平大臣、金部長限りの宿題とし、双方の主席代表にも内容を明かさないことに意見一致した。
- (3) 漁業問題に関し、韓国側も速やかに協定案を提示することを約した。
- (4) 基本関係、漁業、法的地位、船舶の各問題に関し、韓国側の基本的な考え方の表明があったが、いずれも抽象的な原則論にとどまり、今後先方の提示する具体案によってその内容を突きとめる必要がある。
- (5) ■■■不開示部分①■■■
- (6) 今後の進め方に関しては、請求権問題処理の「金額」以外の事項はすべて予備交渉において討議を促進し、本年末までに全ての問題の大綱について合意に到達することを目標とすることに意見一致した。

(イ) 不開示部分②について

不開示部分②は、前提事実（各論）1(1)の文書の「2. 日韓予備交渉第15回会合（11月16日）概要」の(6)項に相当する部分であるところ、その余の項の記載内容は下記のとおりである（乙A48）。

記

- (1) 請求権問題処理の方式に関しては、大平・金会談の席上提示された日韓双方の案を基礎として、予備交渉次回会合（11月22日）より討議を始めることとなった。
- (2) 請求権問題処理の「金額」に関しては、池田総理、朴議長の裁断を待っている段階なので、差しあたり予備交渉で取り上げないことを確認した。
- (3) 漁業問題に関し、韓国側は、目下本国において韓国側具体案を慎重作成中であり、請求権の「金額」についての話し合いがまとまると期待される11月末ころには具体策を提示できると思うと述べ、日本側よりは、韓国側が具体案を提示すれば日本側からも案を出し、直ちに実質的討議に入りたいと述べた。
- (4) 法的地位問題に関しては、11月21日以降専門家会合を重ね討議を煮詰めることに意見一致した。
- (5) 船舶問題に関し、韓国側は、直ちに討議を開始したいと述べたが、日本側は、本問題は請求権の「金額」と密接に結びついていると考えるので、その方が決まってから取り上げたいと述べた。
- (6) 竹島問題に関し、日本側より、日本政府として従来「ICJ」提訴による解決を終始一貫して主張してきたことでもあり、■■■不開示部分②■■■

(ウ) 不開示部分③について

不開示部分③は、前提事実（各論）1(2)の文書中の「日韓会談の

各案件に関する最近の経緯」と題する文書の「(6) 竹島問題」に相当する部分にあるところ、その余の項の記載内容は、下記のとおりである(乙A48)。

記

(1) 請求権問題処理の「金額」

大平・金会談においては、突っ込んだ話し合いを行ったが、双方の間になお相当の懸隔があったので、双方ともそれぞれ改めて池田総理及び朴議長の指示を仰ぐこととなり、それまでの間は、大平大臣、金部長限りの宿題とし、双方の主席代表にも内容を明かさないことに意見一致した。

(2) 請求権問題処理の「方式」

大平・金会談において、金部長より、「韓日間の請求権問題を解決し、かつ、韓日間の経済協力を増進するため……」とする韓国案の提示があり、かつ、この案は朴議長の承認も得たものであるから是非受諾してほしいとの強い要請もあったので、この案と日本案との双方を基礎として、11月16日の予備交渉より双方の主張を調整する作業を開始した。

(3) 漁業問題

大平・金会談において、金部長は、韓国側も速やかに協定案を提示することを約した。11月16日の予備交渉においては、韓国側は、目下本国において韓国側具体案を慎重作成中であり、請求権の「金額」についての話し合いがまとまると期待される11月末頃には具体案を提示できると思うと述べ、日本側よりは、韓国側が具体案を提示すれば日本側からも案を出し、直ちに実質的討議に入りたいと述べた。その後、韓国側漁業代表が帰任したので、11月27日より漁業関係会合を再開する運びとなった。

日韓会談が妥結し国交正常化が行われる際、このような問題が未解決に放置されておるならば、日韓友好親善関係の前途に非常な悪影響を及ぼすと考えられるので、国交正常化とともに是非この問題の解決に目途をつけるべく、強い決意をもって韓国側と交渉している。

- (2) 日本国政府としては、竹島問題が領土権に関する法律上の紛争であることに鑑み、国際司法裁判所による解決が最も公正妥当な方法であると考え、かねて韓国側に対し本紛争を国際司法裁判所に付託することを提案してきたが、韓国側はこれを拒否し続けており、その理由として、国交回復から余り時を置かずに判決が出るのは、却ってせつかくの友好関係にヒビを入らせることになるかと述べている。

■■■不開示部分④■■■日本政府としては、これまで日本国民に国際司法裁判所による解決が最も妥当なる旨説明してきており、また、現にそのように確信しているので、簡単に従来からの立場を変更するわけにはいかない。

- (オ) 昭和37年11月12日付けでアジア局が作成した「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長第2回会談記録」と題する文書(乙B77)は、同日開催された大平外務大臣と金中央情報部長の会談の議事次第等が記録されているところ、竹島問題に関しては、要旨下記のとおり記録されている(乙B77。なお、乙A83[-121-以下]参照)。

記

冒頭、大臣より、予め準備した別添トーキング・ペーパーを提示した後、概要次のような討議を行った。

5. 竹島

金部長は、本件を国際司法裁判所に提出するときは、たとえ2、3年後といえども、勝敗の別がはっきりした判決が出ることとなり、適当でなく、むしろ第三国(金部長は米国を念頭に置いているよう

であった。)の調停に任すことを希望する。かくすることにより、右第三国が日韓間の関係を考慮に入れつつ調停のタイミング及び内容を弾力的に取り計らうことができよう述べた。

本件も予備交渉において検討することとした。

- (カ) 昭和37年11月16日付けで北東アジア課が作成した「日韓予備交渉第15回会合記録」と題する文書(乙A50[-28-]以下)は、同日開催された日韓予備交渉第15回会合の議事次第等が記録されているところ、竹島問題に関しては、要旨下記のとおり記録されている(乙A50)。

記

- (8) 竹島問題に関し、崔参事官より、金部長は大平大臣に対し、ICJに提訴すれば早晚勝敗が明らかとなり、日韓友好関係に悪影響を及ぼすおそれがあるので、むしろ、第三国、特に日韓関係に最も関心のある米国に調停を依頼する方がよいとの意見を述べたが、実は、韓国内の強硬論者の間には、竹島は明瞭な韓国領土だから調停の必要すらないとの主張もあるのだが、それでは日本側の国会対策等からも具合が悪いだらうと考えて、調停という考え方を提示したものであり、これが韓国政府の最終的な立場と了解されて差し支えないと述べた。これに対し、後宮局長は、これまで日本側は国会等で竹島問題はICJ提訴により解決を図ると終始一貫説明しているので、第三国の調停という考え方を日韓間の話し合いの議題にするかどうかを含めて、池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要があると述べた。

- イ 前提事実及び上記アの認定事実を照らすと、通し番号3-7の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

- (ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、昭和37年11月12日に行われた大平外務大臣・金中央情報部長会談の概要を池田総理に報告するためのものであり、その前後に記録されている情報が当該会談で議論された内容の詳細ではなく、同日に議論された事項及び当該事項に関して合意された作業内容又は今後の方向性等にとどまっていることに照らすと、昭和37年当時における竹島問題について韓国の金中央情報部長が提案した意見の内容であり、その具体的内容は、その前後に記録されている情報と同程度の抽象的なものにとどまるものの、同日の会談で金中央部長が提案した意見（上記ア(オ)参照）と同旨のものであると推認することができる。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、昭和37年11月16日に開催された日韓予備交渉第15回会合の概要を池田総理に報告するためのものであり、その前後に記録されている情報が当該会談で議論された内容の詳細ではなく、同日に議論された事項及び当該事項に関して合意された作業内容又は今後の方向性等にとどまっていることに照らすと、竹島問題について韓国の金中央情報部長から提示された提案に対して検討された日本政府としての対応であり、日韓予備交渉第15回会合での竹島問題に関する日本側の発言内容（上記ア(カ)参照）と同旨のものが記録されているものと推認することができる。

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、昭和37年11月当時の日韓会談の各案件に関する最近の経緯の説明資料に係るものであり、その前後に記録されている情報には、不開示部分①や不開示部分②を含む前提事実（各論）1(1)の文書とは異なり、韓国側から提案された具体的内容に触れている部分があることに照らすと、同年当時、竹島問題につい

て韓国の金中央情報部長が提案した意見の内容（9行分。以下「9行部分」という。）及び上記韓国の金中央情報部長の提案に対する日本政府としての対応（3行分。以下「3行部分」という。）であり、その具体的内容は同年11月16日に開催された日韓予備交渉第15回会合での竹島問題に関する日韓両政府の発言内容（上記ア(カ)参照）と同旨のものが記録されているものと推認することができる。

(エ) 不開示部分④

不開示部分④に記録されている情報は、その前後に記録されている情報には、不開示部分①や不開示部分②を含む前提事実（各論）1(1)の文書とは異なり、韓国側から提案された具体的内容に触れている部分があることに照らすと、大平外務大臣が米国に出張するに当たり、米国への説明内容として、昭和37年当時、竹島問題について日本政府としての対応について検討した内容としてある程度の具体的内容が記録されているものと推認することができる。そして、上記情報は、通し番号3-7の文書を構成する文書がおおむね同時期に大平外務大臣用の資料として作成されていることからすると、不開示部分②又は不開示部分③に記録されている日本側の対応の内容と同様のものと推認される。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-7の文書の各不開示部分に記録されている上記情報が、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) ⑦不開示部分①に記録されている情報及び⑧不開示部分③に記録されている情報のうち9行部分は、いずれも、昭和37年11月12日に開催された大平外務大臣と金中央情報部長の会談において、竹島問題に関して韓国側から示された意見に関するものであり、既に当該会談において金中央情報部長が日本側に提示した意見の概要（その内容は、上記ア

(オ)で説示したとおりである。)が他の行政文書の一部開示により明らかにされており、本件全証拠によっても、当該会談の内容が秘密裡に行われたものであって当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) また、㊸不開示部分㊸に記録されている情報及び㊹不開示部分㊹に記録されている情報のうち3行部分は、いずれも、竹島問題に関する日本側の提案であるが、昭和37年11月16日に開催された日韓予備交渉第15回会合での竹島問題に関する日本側の発言内容と同旨のものであるから、実質的には韓国側に示されたものと同視でき、本件全証拠によっても、当該会合が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会合での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分㊺に記録されている情報は、前記イ(エ)のとおり、上記㊸及び㊹の情報と同旨のものであると推認されるから、上記(イ)のとおり、

当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なったり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえないというべきである。

- (イ) そうすると、通し番号3-7の文書の不開示部分に記載されている情報については、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はないことも併せ考慮すると、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-7の文書の不開示部分に記載されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない

2 結論

よって、本件各処分中通し番号3-7の文書の不開示部分に記載されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない

(別紙5) 通し番号3-8

第1 前提事実 (各論)

1 通し番号3-8の文書(文書1342)は、次の文書によって構成されている。

- (1) 昭和38年3月8日付けで外務省が作成した「日韓会談主要案件の現状」と題する内部文書(総数9ページ)
- (2) 昭和38年5月31日付けで外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「日韓会談諸懸案の現状」と題する文書(総数10ページ)
- (3) 昭和38年6月27日付けで外務省が作成した「日韓会談について」と題する文書(総数4ページ)
- (4) 昭和38年7月3日付けで外務省アジア局長(当時)が作成した「日韓会談に関する西村前駐仏大使の見解」と題するの内部文書(総数7ページ)
- (5) 昭和38年7月9日付けで外務省アジア局(当時)が作成した「日韓会談各懸案の討議進捗状況」と題する内部文書(総数12ページ)
- (6) 昭和38年8月1日付けで外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談の諸懸案につき北朝鮮問題が関連してくる諸点の協定上の取扱振りについて」と題する内部文書(総数10ページ)
- (7) 昭和38年8月5日付けで外務省が作成した「日韓会談の現状」と題する内部文書(総数10ページ)
- (8) 昭和38年9月20日付けで外務省が作成した「6. 日韓問題」と題する内部文書(総数13ページ)

2 通し番号3-8の文書のうち不開示部分は、次の各部分であり、次のような内容が記載されており、特に①、②、④の部分には、当時、日韓両国がそれぞれ提示していた竹島問題の解決策と、日本側案の問題点として韓国側が指摘した事項が記録されている。

① 9ページ（－9－）の下から約8行分（以下「不開示部分①」という。）

上記1(1)の文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記録されている。

② 18ページ（－18－）の約7行分（以下「不開示部分②」という。）

上記1(2)の文書中にあり、竹島問題について韓国側が提案した意見の内容とこれに対する日本側の提案内容が記録されている。

③ 24ページ（－24－）枠外記載部分及び下から3行分及び25ページから29ページまで（－24－に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分）（以下「不開示部分③」という。）

上記1(4)の文書中にあり、西村前駐仏大使が非公式の会合において、竹島問題や李ライン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体的内容が詳細に記録されている。

④ 41ページ（－36－）の上から2行目以下（以下「不開示部分④」という。）

上記1(5)の文書中にあり、竹島問題について日本側の提案に対する韓国側の対応について具体的に記録されている。

(乙A49)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3－8の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④は、いずれも現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つとなっている竹島問題について韓国側が提案した内容と日本側が提案した内容について具体的かつ詳細に記録されているものであり、不開示部分③は、上記竹島問題を含む日韓関係における重要な懸案事項について西村前駐仏大使が非公式に述べた私見である。竹島問題

は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

さらに、西村前駐仏大使が非公式に述べた見解は、あくまで個人的な独自の私見であるから、日本政府の公式見解と誤解されることがないようにする必要があるので、不開示とすることに合理的な理由があるといえる。

以上にかんがみれば、上記各情報は、いずれも、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（情報公開法5条3号）に該当する。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 通し番号3-8の文書の不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④については、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案とその問題点に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。

また、不開示部分③には、西村前駐仏大使の個人的な意見が記録されているが、その内容は、日本政府の公式見解とは異なるものであり、発言者の地位をも併せ考慮すれば、かかる情報が公にされれば、韓国側は、これを交渉材料として利用することができるものであり、その反面において我

が国に不利益をもたらすおそれがある。また、日韓両国が高い関心と緊張感をもって竹島問題の帰趨を注視している状況下、公にされれば、不開示部分①、②、④と同様、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとする可能性が否定できない。

かかる事情を考慮の上、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、我が国が韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあると認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである。

イ 被告は、原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず、仮に、不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとするれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号 3 - 8 の文書の不開示部分のうち、不開示部分①及び不開示部分②には、韓国側が国際司法裁判所による解決ではなく、アメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望しているという竹島問題についての韓国側の提案内容と、これに対する日本側の提案内容として、第三国による調停によって解決を試みるが、これが駄目な場合は国際司法裁判所に付託することに韓国側も同意することを内容とする折衷的な提案が記録されていると思われる。また、不開示部分④には、不開示部分①及び不開示部分②等と内容を同じくする韓国側の対応を含む、日本側の仲裁・調停あるいは国際司法裁判所提訴による解決の提案に対し、韓国側では、国際司法裁判所による解決を承諾していないことなどを内容とする韓国側の対応が記録されているものと思われる。
- (2) 西村前駐仏大使が非公式に述べた見解が日本政府の公式見解と誤解されることがないようにするには、開示した上で非公式見解であることを日本政府

として明確にすれば足りるのであるから、これを不開示とする合理的な理由はない。

- (3) 「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上、当該不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 通し番号3-8の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A49)。

a 不開示部分①

前提事実(各論)1(1)の文書は、昭和38年3月当時の日韓会談の主要案件の現状をまとめたものであり、「3. 竹島に関する紛争」の項には、不開示部分①があり、その余の項(「1. 請求権解決に関する問題」、「2. 漁業問題」)には、昭和38年当時までに達せされた日韓両国の一般的了解事項の具体的内容、未解決の主要案件に関する日韓両国の具体的主張内容及び漁業問題に関して日韓両国が提示した協定案の具体的内容が記録されているところ、不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

3. 竹島に関する紛争

会談が妥結し、両国関係が正常化される際に竹島に関する紛争が未解決のまま残るならば両国間の将来の関係に刺激と摩擦を生み続

けることとなろう。したがって国交正常化の時までに同紛争の解決、もしくは、少なくとも適当な期間内に確定的な解決が得られるような方法ないしは機関について明確な合意を見ることが必要不可欠であると考えている。

日本側としては、竹島が日本領土であることを信じて疑わないが、互譲の精神から世界最高の司法機関である国際司法裁判所に本紛争を委ねることに踏み切った。しかるに、韓国側は日本側の提案を拒否し■■■不開示部分①■■■ている。

b 不開示部分②

前提事実（各論）1(2)の文書は、昭和38年5月当時の日韓会談の諸案件の現状をまとめたものであり、「6. 竹島問題」の項には、不開示部分②があり、その余の項（「1. 漁業問題」、「2. 一般請求権問題」、「3. 船舶問題」、「4. 文化財」、「5. 在日韓国人の法的地位」）には、これまでの交渉経緯、日韓両国の提案又は主張に係る具体的内容、日本側の具体的な対処方針等が記録されているところ、不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

6. 竹島問題

日本側は、本問題が法律問題の性質をも有することに鑑み、国際司法裁判所の決定により解決することが最適であると考え、従前より韓国側の説得に努めてきた■■■不開示部分②■■■

本問題は本来日韓会談の議題の1つではないが、このような問題が日韓会談が妥結し、国交正常化が行われる際解決の見通しなくわだかまっていることは日韓関係の将来に取り悪影響を及ぼすと考えられるので、国交正常化の際までには少なくとも解決のための明確な目途を立てておく必要があるという考え方に立って交渉して行く方

針である。

c 不開示部分③

前提事実（各論）1(4)の文書は、西村前駐仏大使の某会合における発言要旨をまとめたものであり、不開示部分③の前後の記載は、下記のとおりであるところ、さらに、その余の欄外にある不開示部分には「事務次官」の表記から矢印が付されている。

記

7月3日 西村前駐仏大使は、某会合の席上において、次の趣旨を述べた。

■■■不開示部分③■■■

5 請求権の名目に関しては、現在、韓国側が「請求権の弁済」といわずして、「請求権問題の解決」といい、かつ「経済協力」についても前文中に並べて言及するところまで降りてきている以上、これ以上必ずしもオバラティヴパートにおいて「経済協力」のみを言及することを固執するにも及ぶまい。

c 不開示部分④

前提事実（各論）1(4)の文書は、昭和38年7月当時の日韓会談の議案ごとに討議の進捗状況をまとめたものであり、「5. 竹島問題」の項には、不開示部分④があり、その余の項（「1. 漁業問題」、「2. 請求権問題」、「3. 在日韓国人の法的地位問題」、「4. 基本関係問題」）には、これまでの交渉経緯、日韓両国の提案又は主張に係る具体的内容、日本側の具体的な対処方針及び今後の見通し等が記録されているところ、不開示部分④の前後の記載は下記のとおりである。

記

5. 竹島問題

■■■不開示部分④■■■

結局本件は日韓会議の最終段階において、全ての他の懸案につき妥結した後に交渉全般の成否をこの一点にかけ、高度の政治的判断に基づく解決を講ずるより他に途はなかろう。(その際、日本側として、従来国会答弁との関係にも鑑み、国際司法裁判所提訴に関する明確な合意をあくまで条件とするか否かも含め、改めて対処方針につき慎重再検討を要すると思われる。)

(イ) 本件各文書の一部開示

- a 通し番号1-252(通し番号3-47)の文書の一部開示部分には、前提事実(各論)1(4)の文書を引用した部分があり、このうち、不開示部分④に関する部分は、下記のとおりである(乙A83[-334-とその前後])。

記

5. 竹島問題

日本側は、韓国側の希望をも考慮して、昨年12月■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し、韓国側は、竹島が韓国領土であることは明白なので、第三国による調停以上の解決には同意できないとしている。

また、最近に至って、韓国側は、国際司法裁判所に付託できない理由につき、■■■不開示部分■■■

結局本件は日韓会議の最終段階において、全ての他の懸案につき妥結した後に交渉全般の成否をこの一点にかけ、高度の政治的判断に基づく解決を講ずるより他に途はなかろう。(その際、日本側として、従来国会答弁との関係にも鑑み、国際司法裁判所提訴に関する明確な合意をあくまで条件とするか否かも含め、改めて対処方針につき慎重再検討を要すると思われる。)

b また、通し番号1-252（通し番号3-47）の文書の一部開示部分には、要旨「昭和38年12月、伊関局長は、訪韓中、韓国側に対し、非公式に「竹島問題について、韓国側の第三者の調停に任せるといふ考え方は、日本として多とするところであるが、調停がいつまでも成り立たず現状が継続するとの日本国民の不安を解消できないので、■■■不開示部分■■■本問題を国際司法裁判所に付託することが最も適当である」旨記載されたトーキングペーパーを渡したところ、韓国側から、1年ぐらい調停にかけてみて解決しない場合はICJも含めて多の適当な措置をとるとしてはどうかとの意見があった」と記録されている（乙A83[-149-以下、-161-とその前後]）。

なお、上記■■■不開示部分■■■には、乙A40[-209-]の記載内容に照らすと、韓国側が主張する第三国の調停を一定期間試みても問題が解決しない場合にはという趣旨の文言が入るものと推認できる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実には照らすと、通し番号3-8の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

昭和38年当時、日韓会談の中で竹島問題について韓国側が提案した意見及びこれに対する日本側の提案に関する具体的内容が記録されているもの

(イ) 不開示部分③

このうち、本文部分には、西村前駐仏大使が、昭和38年当時の非公式の会合において、竹島問題や李ライン問題等日韓関係における重要な懸案事項について述べた見解の具体的内容（しかも、この内容は日本の

公式見解と異なるものである。) , 欄外部分には上記に対する事務次官の具体的なコメント

(ウ) 不開示部分④

通し番号1-252 (通し番号3-47) の文書で開示されている上記ア(イ) a で認定した文言又はこれと同様のもののほか、②昭和37年12月、竹島問題の国際司法裁判所提訴案についての韓国側対応を踏まえた日本政府の対案で日本側が韓国側に提案したもの (この内容については、上記ア(イ) b で推認したとおりである。) 及び④昭和38年当時、国際司法裁判所提訴案に反対する理由として韓国側が主張する内容

ウ そうであるとすれば、通し番号3-8の文書の各不開示部分に記録されている上記情報が、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの (情報公開法5条3号) に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、日韓会談の中で竹島問題について韓国側が提案した意見に係る部分又は竹島問題に関して韓国側が提示した意見等に対する日本側の提案であり、証拠(乙A40)によれば、既に日韓会談における竹島問題の交渉経緯及び日韓両政府が提示した案等の概要 (その内容は、前提事実(総論)で説示したとおりである。) が明らかにされており、本件全証拠によっても、これらが日韓両政府間で秘密裡に行われた交渉等におけるものであり、かつ、当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これが公にされたとしても、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえず、また、竹島の領有権

問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。そして、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(イ) 不開示部分③に記録されている情報は、昭和38年当時、西村前駐仏大使が非公式の会合で発言した竹島問題に関する個人的見解及びこれに対する当時の事務次官の私見であり、特に前者は当時の日本政府の公式見解と異なるものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、当該情報が韓国側によって日本側に不利になるよう利用されるなどのおそれがないとまではいえず、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ウ) 不開示部分④に記録されている情報のうち、通し番号1-252（通し番号3-47）の文書の一部開示部分と同一内容の部分については、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、上記(ア)と同様、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そし

て、この部分については、仮に当該部分が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。)

そして、その余の部分のうち、上記イ(ウ)④の点は、日本側から韓国側に提示された竹島問題に関する文書の内容そのものであるから、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるものとはいえない。また、同④の点も、昭和38年当時、韓国側が日本側に提示した竹島問題の解決案に関する主張であり、本件全証拠によっても、当該主張が提示された日韓両政府間の交渉等が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該交渉等での発言等の内容を一般に公開しないことを約束したと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係が損なわれたり、また、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。

エ 小括

以上によれば、通し番号 3 - 8 の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たるものであると推認することができるというべきである（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号 3 - 8 の文書の不開示部分③に記載されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記情報部分を情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号 3 - 8 の文書の不開示部分③に記載されている情報のみが、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号 3 - 8 の文書の不開示部分に記載されている情報に係るもののうち、不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分④に係る

部分は、違法であるが、その余の部分（不開示部分③に係る部分）は、適法である。

(別紙5) 通し番号3-9

第1 前提事実(各論)

通し番号3-9の文書(文書480)は、昭和31年8月15日付けで外務省が作成した「日韓間諸懸案の現状とその対策」と題する文書であり、日韓国交正常化交渉の概要や日韓国交正常化交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策が記録されている内部文書である。

このうち不開示部分は、次の部分であり、韓国による竹島の不法占拠問題に関する日本側の具体的な解決策であって、国際司法裁判所への付託に係わる具体的な手法又はそれに替わる解決策を検討した政府部内の様子が記録されている。

- ① 36ページ(—36—。以下、「不開示部分①」という。)
- ② 40ページ(—40—。以下、「不開示部分②」という。)
- ③ 41ページ(—41—。以下、「不開示部分③」という。)

(乙A25)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-9の文書の不開示部分に記録されている情報は、竹島問題に関する日本側の具体的な対策であり、日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の

論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないように細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、日本政府の関心事項や韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

不開示部分の長短は、当該部分の不開示情報該当性の判断を何ら左右しないし、また、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できないから、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号3-9の文書の不開示部分は、それぞれ「（不開示・9文字程度）国際司法裁判所へ提訴し」、「（不開示・5文字程度）国際司法裁判所への提訴」、「（不開示・5文字程度）司法裁判所」となっているところ、竹島問題の解決のための方法としては、当時の日本政府内において、国際司法裁判所への提訴を行う際に韓国側の同意を必要とする否かが議論の対象となっており、実際に、日本側から韓国側の同意を得て国際司法裁判所に付託することを求めていた事実からすれば、不開示部分は「日本が単独で」提訴

するとの内容であると思われる。

- (2) 上記(1)のようなたった5文字から9文字程度の内容が「政府内部での詳細な検討状況」とはいい難く、また、不開示部分は上記(1)のとおり「日本が単独で」提訴するとの内容であると思われるから、不開示部分が開示されたとしても、53年前の日本政府の検討状況が明らかとなるだけであって、現在又は将来の交渉上の不利益が生ずることは考えられず、交渉上の立場を不利にするおそれがあるとは到底認めることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 証拠(乙A25)によれば、通し番号3-9の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

- (ア) 通し番号3-9の不開示部分①は、昭和31年8月15日付けで外務省が作成した「日韓間諸懸案の現状とその対策」と題する文書中の「三、我方の対策」、「(一)直接交渉によるもの」、「2.竹島関係」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 竹島問題

本件については従来とも書面のやりとりのみの交渉方式を取っているが、既に双方の見解は出尽くした感があり、これ以上続けるのは水掛け論となるから竹島関係の歴史、古文書、国際法に関する斯界の権威者を交えた研究会等で十分検討を加えた上■■■不開示部分■■■国際司法裁判所へ提訴し傍ら国内外の世論の指導に努むべきものと考えられる。

- (イ) 不開示部分②及び不開示部分③は、同文書中の「三、我方の対策」、「(三)■■■不開示部分■■■国際司法裁判所への提訴」の項にあり、

その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(三) ■■■不開示部分■■■国際司法裁判所への提訴

懸案の性質によってはこの方法を取る方がいいとも思われる。竹島問題については上述のとおりであるが、その他の問題、例えば李ライン問題の如きもその他の手段を尽くした後はこの方法（■■■不開示部分■■■司法裁判所）によるべきものであろう。

イ 前提事実及び上記アの認定事実には照らすと、通し番号3-9の文書の各不開示部分に記載されている情報は、いずれも、昭和31年当時、日本政府が検討した竹島問題の解決方法としての国際司法裁判所への提訴方法・条件についての結論部分であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-9の文書の不開示部分に記載されている情報は、竹島問題に関する日本側の対処方針として日本政府部内で検討されたものであり、韓国側に提示されていないものであるが、① 昭和31年当時の日本側の検討結果としての国際司法裁判所への提訴方法・条件に関する部分又はそれに代わる解決策にすぎず、② 証拠（乙A40[-186-]、A46、A377[-34-以下]）によれば、日本政府は、昭和29年9月24日、閣議で竹島問題を国際司法裁判所に提訴する方針を決定したが、他方で、それ以前である昭和28年の第三次日韓会談終了後、李ライン問題、竹島問題の解決策としてこれを国連に提訴する方法も検討していたことも、他の行政文書（通し番号2-14（通し番号3-3）の文書。乙A46参照）の一部開示により既に公にされていると認められること等に照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我

が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号3-9の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号3-9の文書の各不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号3-9の文書の各不開示部分に記録されている上記各情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号3-10

第1 前提事実(各論)

通し番号3-10の文書(文書523)は、昭和37年12月14日付けで外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「大野副総裁に同行訪韓した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨」と題する文書であり、同月10日から同月13日までの間、大野副総裁(当時)に同行して訪韓した伊関大使(当時)が後宮アジア局長(当時)に訪韓状況を報告した内容が記録されている内部文書及び同文書に添付された同月10日に伊関大使が非公式に韓国側に提示した文書であり、このうち不開示部分は、次の部分であり、次のとおり記録されている。

① 4ページ(-4-)について(以下「不開示部分①」という。)

4ページの不開示部分は、韓国の金中央情報部長が竹島問題について発言した内容(具体的には、金中央情報部長が提示した竹島問題の解決策)が記録されている。

② 16ページ(-16-)について(以下「不開示部分②」という。)

16ページの不開示部分は、伊関大使が非公式に韓国側に提示した文書(トーキングペーパー)中の竹島問題に関する日本側の見解(具体的には、伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決策であって、国際司法裁判所に付託するにあたっての具体的な解決案)が記録されている部分にあり、竹島問題に関する日本側の具体的な検討の様子が記録されている。

(乙A26)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 不開示理由

通し番号3-10の文書の不開示部分に記載されている情報は、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長が発言した内容及び伊関大使が非公式に韓国側に提示した日本側の見解であり、いずれも、日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記録されている。

竹島問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題であり、その解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続しており、日韓両国が高い関心と緊張感をもってこの問題の帰趨を注視している状況下にある以上、当該問題の解決案等に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関して、韓国側に誤解を与える可能性があり、事前には予測し又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性が否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるといえる（情報公開法5条3号）。こうした懸念は、かかる解決案が日韓いずれ

からなされたかを問わず当てはまるものである。我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。

また、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が国が他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被り得るものについては、少なくとも日本政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは、情報公開法5条3号の不開示情報が他国政府の立場又は考えについて特段別異の扱いをもって臨むこととしていないことから明らかである。

イ 被告は、原告ら主張の態様による主張立証を行う義務を負っておらず、仮に、不開示部分についてこれ以上の説明を加えようとするれば、当該部分を開示するのと同様の効果を生ぜしめることにもつながりかねない。

2 原告らの主張の要旨

- (1) 通し番号3-10の文書の不開示部分のうち、不開示部分①に記録されている情報は、不開示部分②の直前に記録されているように、韓国の金中央情報部長としては、竹島問題についてアメリカを念頭とした第三国による調停によって解決することを希望していたことは明白な事実であるから、その類の発言を含むものであると思われる。

また、不開示部分②に記録されている情報は、竹島問題について、「(約3行不開示)問題が解決しない場合には、」国際司法裁判所に付託するとの記載からすれば、「金部長の提案するアメリカを念頭とした第三国による調停によっても問題が解決しない場合には」という内容であると思われる。

- (2) 通し番号3-10の文書の不開示部分①については、韓国の金中央情報部長が竹島問題について発言した内容を開示することが、どのような理由で、日本政府の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるかが不明であり、

韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、時間の経過によっておそれの現在性が消滅または減少し、むしろ歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であり、外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさない。

また、不開示部分②についても、「交渉上の立場を不利にするおそれ」につき、被告は、現在の竹島問題における交渉において何が問題の焦点になっているかを具体的に特定した上、当該不開示部分が、具体的な問題の焦点に関連する不開示情報であり、今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることを具体的に主張立証していない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由3に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号3-10の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A26)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和37年12月14日付けで外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した「大野副総裁に同行訪韓した伊関大使の後宮局長に対する報告要旨」と題する文書の4項(1)にあり、その余の(2)～(5)のうち、(2)～(4)には、漁業問題、焦付債権及び文化財問題に関して韓国側又は日本側の発言内容が具体的に記録されているところ、不開示部分①の前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. その他の案件に対する韓国側のリアクションは次のとおりであった(伊関大使は持参したトーキング・ペーパーを先方に手交した。)

(1) 竹島問題につき、金部長は、■■■不開示部分■■■どうかと述べた。

(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、「昭和37年12月大野訪韓の際同行の伊関大使が非公式に韓国側に提示したもの」と題する文書（トーキングペーパー）の「Ⅲ 竹島問題」の項にあり、その余の項（「Ⅰ 請求権問題」及び「Ⅱ 漁業問題」）には、これまでの交渉経緯、韓国側の見解や提案に対する日本側の見解及び提案の具体的内容等が記録されているところ、不開示部分②の前後の記載は、下記のとおりである。

記

Ⅲ 竹島問題

第2回大平・金会談において金部長が提案された第三国の調停に任すという考えは、本件の円満解決に対する韓国側の歩み寄りの努力の現れとして、日本側としても多とするところであるが、他方、調停に任すというだけでは、調停がいつまでも成り立たず現状が継続するおそれがあるとの日本国民の不安を解消することができないので■■■不開示部分■■■問題が解決しない場合には(2)本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-252（通し番号3-47）の文書の一部開示部分には、不開示部分①に関連する部分として、下記のとおり記載されている（乙A83[-161-]）。

記

伊関大使は帰国後の報告で

(中略) その他の案件に対する韓国側リアクションについて

(1) 竹島問題につき、金部長は、「1年ぐらい調停にかけてみて解決しない場合はI C Jも含めて他の適当な措置を採る」こととしてはどうかと述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実に照らすと、通し番号3-10の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号1-252（通し番号3-47）の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「「1年ぐらい調停にかけてみて解決しない場合はI C Jも含めて他の適当な措置を採る」こととしてはどうか」との文言又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分②

伊関大使が上記ア(ア) a の訪韓の際、非公式に韓国側に提示した日本側の竹島問題の解決策であって、国際司法裁判所に付託するにあたっての具体的な解決案であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号3-10の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、不開示部分①に係るものは、昭和37年12月当時、日韓両政府の関係者による会合において、韓国側が提示された竹島問題の解決策であり、本件全証拠によっても、上記会合が秘密裡に行われたものであり、かつ、当該会合時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたと認めるに足りる的確な証拠はないから、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、韓国側の信頼関係が損われるなどのおそれがあるとはいえない。

また、不開示部分②に係るものは、他の行政文書の一部開示により既に